THE KANSAI UNIVERSITY NEWS

第48号
広報委員会発行

関西大学通信

大阪府吹田市山手町3丁目
関西大学広報委員会

川原寺裏山仏教関係遺跡調査の意義

多数の塼仏・塑像を検出

仏教美術史に大きく寄与

末永雅雄

昭和四十六年の秋ごろと記憶するが、網干君からの連絡で川原寺の裏山から塼仏らしい破片が出土したということを知り、その資料を見ると驚くべき優秀作品があり、いわゆる塼仏の粘土細工とは思えない技術が示されていた。いずれは型に粘土を圧しつけてつくったのだろうけれども、その表現の鮮やかさは力を籠って彫刻をしたと同じようにつくられてある。

今年の春になって、網干君が調査を担当し、本大学の学生が参加して本格的な発掘によって大量の塼・塑像の仏・如来・天部などと仏見らしい破片などを発掘したのであるが、私もと君と共現地に行って遺跡の状態と代表的な出土資料を見たが、おそらく日本の仏教美術史に重要な寄与をなすものと思われた。

塼・塑像の仏体は中国・朝鮮にも例があり、こんど発掘の諸仏ももとはやはり大陸仏教の直接影響によることであるが、飛鳥京の川原寺か橘寺に信仰のため、もしくは仏殿荘厳に配置されたのが火災に罹ったのがこの場所にまとめて埋められたことと思われる。

その遺跡の位置からいえば、やはり川原寺が距離的には最も近接するので、既往における川原寺の歴史の中でこうした事件を考えてみるべきであるが、現在ではまだこのことを推定するまでの史料には接していない。しかしこれは今後の文献検討で確認されるであろう。こんなに多数の仏体を一括して埋納してあったのこの罹災以前、安置された堂宇の荘厳さを想像することができるから、どこかに記録されていることと考える。秘密裡に埋蔵することのできる小さな事件ではない。遺跡の現状は罹災した諸仏を一括してこの場所に穴を掘って埋めたことがわかる。出土品の中には強い火力のために変形したり溶着したものが多いから、あまり遠くない場所にあった仏殿の火災によることはたしかであろう。

この究明は今後の課題として出土の諸像であるが、塼仏・塑造が多く、三尊を現わした塼仏には早くより仏教美術史学界に知られた山田寺・橘寺などにあるものと同形もしくは類型品が多いが、その他の塑像などとともにはるかに優れた技術を示している。

編年的にはどの程度になるか資料全体の確認が終らないとはっきりしないし、かつて私も調査に参加したことのある雲野寺（近江）で発掘をした、あどけない顔貌の童子のような種類は出土品の中から検出されていないが、彫りが深く、ひき締った飛鳥様式の面相をされた諸仏が少なからず見られる。

あまり長い年次にわたってつくられたものではなく、編年的にはむしろ時代様式を絞って考えられるのではないかと思うが、塼仏を中心にこれだけ大量の資料を得、また塑像丈六仏と判定される塑像仏などは今後の仏教美術史上に大きな寄与をなすことであろう。

はじめこの遺跡を製作のための窯跡と考えたが、調査の結果は以上のような現示をもたらした。しかし、これらは飛鳥のどこかで、木彫・鋳金の諸仏・諸尊とともに造顕されたかどうかこの問題は、「記・紀」の記載とも併せ考えなければならないという課題ともなろう。（本学名誉教授・橿原考古学研究所々長）

発掘された塑像（天部）

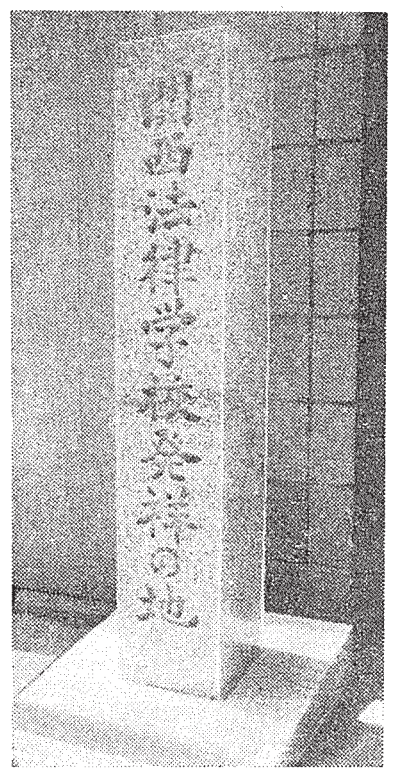

関西法律学校創立の地に

記念碑 建つ

本学の前身、関西法律学校は明治十九年十一月四日、大阪市西区京町堀上通三丁目三十六番地の願宗寺で創立の第一声をあげた。すなわち校主吉田一士の経済学の講義が行なわれた日である。

現在、願宗寺は取り払われてなく、潤井茂氏らの持地で家屋・倉庫などが建っている。

このたび大阪市教育委員会は、川崎東照宮跡、大阪活版所跡とともにこの地を市の顕彰史跡に指定し、記念碑を建立した。

五月二十八日午後、建碑記念会が行なわれ、明石学長・久井理事長を始め本学関係者が出席した。

場所は朝公園の二筋北にあたる位置（大阪市京町堀三丁目二十九）。学生諸君の訪問をのぞむ。

千里眼

ジャーナリズムには、その発生からして「さあ、大変だ！」とさわぎ立てる精神が流れている。「大変！」の規模が大きいほど、大きなニュースになるわけだ。▼昨年は、『日本沈没』をはじめとする〝危機〟を叫ぶ書物や記事が、ジャーナリズムをにぎわせ、〝危機〟の商品化が目立った。その流れをひくかのように、今度は〝危機〟の予言がはやり出した。一種の神秘主義の流行である。「オカルト」という聞き慣れなかった言葉が、流行語にさえなりつつある。▼六年前に、「万国びっくりショー」というテレビ番組で、フィリッピンの心霊術師のフィルムが紹介され、評判になったことがある。まったくの素手で腹を切開、患部を手で切りとり手術を行なうというものであった。この時は、術師がアメリカで詐欺師として逮捕されて一件落着し〝ブーム〟さわぎは起こらなかった。▼今回のユリ・ゲラーなる人物に端を発したスプーン曲げの〝超能力〟さわぎは、テレビ・新聞・週刊誌がこぞって取り上げ〝超能力ブーム〟を起こしている。▼事はたあいない遊びであるが、その非合理的な要素に対する人々の反応ぶりは普通ではない。人間の精神は合理的精神だけで規定することは出来ない。非合理な部分、闇の世界をあわせ持っている。▼合理主義で成り立つ近代社会は、科学的で透明な世界をつくり出し、その産物としての、「管理社会」は非合理的要素を排除・抑圧しようとする。それへの反発として〝神秘〟がもてはやされているのであろうが、そのムードが大きく広がり、浸透していったときの恐ろしさを考えてみるべきではないだろうか。そこにきっと大きな非合理が用意されないという保障はないのだから。

（H・I）

本号の主な内容

1面　飛鳥川原寺裏山仏教関係遺跡調査の意義、関西法律学校の記念碑建つ、千里眼　2面　川原寺裏山遺跡の発掘調査と遺物発掘に参加して　3面　飛鳥の万葉よみがえる白鳳のほほえみ（下）、随想「モナリザ・パンダ・etc」、学園とこのごろ　4・5面　昭和48年度学校法人関西大学決算説明・同収支決算表　6面　国庫助成と私学財政　7面　キャンパス情報、保健管理センターからほか　8面　人権問題について、ゼミ紹介、『研究双書』紹介、編集後記

川原寺裏山遺跡の発掘調査と遺物

網干善教

方形三尊塼仏 ㊥ と三尊塼仏（中尊像部分）㊥

（一）

奈良県高市郡明日香村は古代皇都の置かれたところであり、京都の遺されたところである。この周辺は、飛鳥時代の中頃以後、藤原京に及んで実施したことがはっきりしてきた。

まず当時は仏教興隆の時代であって、飛鳥地方には寺院跡が所在している。ながでも、川原寺は飛鳥寺、大官大寺などと共に「飛鳥の大寺」であり、大殿石（俗に鬼殿の礎石と呼ぶ）の礎石は巨大であって、寺域の一部は大正十年史跡に指定された。

今回の発掘地点は、この川原寺の伽藍内の西北に接する位置の丘陵上にある弥勒神社（豊浦神社、八板神社）の西側の斜面にあたる。

かつてこのところから三尊塼仏片及び緑釉塼片が採集された。その報告をうけた時点で発掘調査を計画したが、高松塚古墳の調査計画との関連があり諸般の事情によって、先きに高松塚古墳の発掘調査を実施することにした。その結果、壁画の検出などがあって、川原寺裏山の調査は遅延したが、その間盗掘、乱開を絶対に防ぐよう村民の協力を求め、絶対注意を払い監視してきた。

本年三月になって、発掘調査の実施計画が立案されすみ、所備も整ったので、三月十一日、考古学研究室に所属する学生と親地に赴き、測量作業に着手すると共に、十三日よりトレンチ（試掘溝）を設定し、発掘調査を開始した。

この間学生たちに調査の目的と跡をはじめ、多くの遺跡が所在する歴史的な大和の地理を説明した。

しかし、中国の朝鮮半島（特に百済）では、これ以前の出土例があるが、これを実証する資料はなかった。

こうした経緯で、方形三尊塼仏に関連した緑釉塼の出土は、遺跡調査の目的の一つであった。

（二）

調査は約六十日に及んだが、確認作業は約二・五メートル、深さ約三・五メートルに達した。

この間、学生たちは、調査の目的を深く理解し、出土品に対する研究討論を深夜に及んで実施したことがしばしばあった。

かくて調査が進行するにおよんで、三尊塼仏、塼仏、緑釉塼など、貴重な資料の大量検出があって、川原寺裏山の調査は遅延したが、その成果は約六十日にあらんだが、確認作業に多くの時間を費やしたが、学術資料として重視すべきものであり、多大の成果を挙げることができたと評価するものである。

（三）

調査の結果、遺跡の性格は、横穴式石室の墓と、横穴式石室の墓と、五つの方形の地に三尊仏を安置した塼仏堂であることが判明した。

中央に加工形形の中尊を置くが、これは納衣（のうえ）を着用石屑（たくさんの）を敷き、その上に三尊仏を配した。

この形式の塼仏は、飛鳥の山田寺跡、橘寺跡や飛鳥近辺の南法華寺（壺阪寺）などで少量出土した例があっていずれも白鳳時代の様式を示している。

しかし、今回の川原寺裏山での発掘調査は、従来の塼仏とは異なり、その量が格段で多数であることや、なかには二方に形の釘孔を施したものも見られる。

こうした三尊塼仏は一体どのように使用されていたのであろうか。この二つは寺の堂の全面にはめ込んだものと考える説や、大和長谷寺所蔵の、法華経相図の如く、水六の仏像を配して往生極楽の様を描いたものであるが、今回の出土例からみて、あまり大小の差はなく、やはり画一的に壁にはめ込んだとみるべきであるが、ただ一点だけ比較的大形の銅塼仏の破片と思われるものがあるから、この推定は慎重でなければならない。

（四）

川原寺出土の緑釉塼は、宝相華（？）と唐草文様を表出した、奈良時代の中頃以後に盛んに使用された緑釉陶器の系統に属した緑釉状のものが、現在、奈良県内の遺跡から多く出土している。

この塼仏の出土は、寺院の堂内に安置されていた塼仏や仏像などの装飾であったと思われる。

（五）

川原寺出土の緑釉塼は、宝相華文様を表示する緑釉の部分が、色彩を呈する緑釉が出土した。

緑釉とは、鉛の成分を含む釉（うわぐすり）を用いて焼成したものであり、唐代に盛んに使用された。

これが、奈良時代の中頃以後に盛んに使用された緑釉陶器の系統に属した緑釉状のものが、現在、奈良県内の遺跡から多く出土している。

この塼仏の出土は、寺院の堂内に安置されていた塼仏や仏像などの装飾であったと思われる。

（六）

遺跡の性格が強いこの寺院関係のものであることが判明したが、すれば、この寺院との関係が考えられるであろうが、それは仏教的に波及した線の線の両形式があるが、両の文様は緑釉の水瓶（ひさご）に伝わった可能性もあるが、これを実証する資料はなかった。

（七）

しかし、中国の朝鮮半島（特に百済）では、これ以前の出土例があるが、これを実証する資料はなかった。

（八）

方形三尊塼仏（中尊像部分）

塑像（掌

昭和18年度学校法人 関西大学の決算について

財務課長　北岡米一

昭和四十八年度の決算は、去る五月三十二日の理事会において、承認されたので、その概要について説明する。

事業の概況

昭和四十八年度は、前年度から実施された学費改訂による増収があったにもかかわらず、教育研究の諸条件を維持し、これが向上をはかるためには如何ともしがたい状況であり、さらに加えて経済界の不況、物価の上昇による諸物価の高騰と人件費の上昇は、ますます学園の財政を圧迫してきた。特に年度の後半における石油問題を契機として、一段とインフレに拍車がかかり、支出面においても予算の補正を行なってこれに対処することを余儀なくされた。いうまでもなく、私立大学においては、財政の不健全は、教育・研究の不健全に連動するものである。昭和四十年度からの学費改訂による増収は教育・研究費の支出拡大に対応する資金源裏付となり得ないよう厳密な経済状勢下において、財政運営特に慎重を期して臨まなければならなかった。次に実施した項目について説明する。

1　職員の増員をはかり前年度より大学教育職員七名、高中教育職員四名、計十二名の増員を図るとともに事務職員五名の増員を行なった。その結果年度末における職員数は、教育職員一〇九九名、事務職員四一一名、合計一、五一〇名となった。

2　職員の待遇改善については、当初予算において、本俸ベースアップ九・五%、定期昇給三%合計二・五%を予定したが、経済情勢を配慮して、本俸ベースアップ八・二五%（定期昇給込み）の引上げを行ない、その他諸手当の改善を加えて二・三%の改善を実施した。

まだ年金制度については、四十新入学生が三月末に卒業した資金収支計算書（別表Ⅰ）を、四十八年度の学費納付金と区分して、教育研究費の他の諸費目別として処理するものである。

この収入は、前年度前受金の特定預金より繰入・貸付金・預り金収入であって、前期末仮払金の約五千一百万円の収入と、四十年度の学費の一部を繰入したので、これを控除した収入である。

収入の部

①学生生徒納付金収入は、授業料をはじめとする学費収入であって、金収入の四五%を占めている。収入の基礎となる学生・生徒・園児数は、大学で約二万三千五百名、高等・幼稚・約一千二百名、合計で約二万五千八百名である。

②手数料収入は、入学検定料がその主部分であり、その基礎となる志願者数は、大学では約七万二百名、高等・幼稚は以下において、約二千一百名である。

③寄付金収入は、大学において新入生を対象としたものは、一般寄付金、高等学校中学校の施設拡充寄付金は特別寄付金に区分されている。予算額として約二千一百万円の増加となったのは、一般寄付金の増収によるものである。

④補助金収入は、国庫補助金と地方公共団体補助金に大別される。国庫補助金の大部分は経常費補助金、全補助金収入の約八八%を占める。

⑤資産運用収入は、預貯金及び貸付金の利息と無償貸付用料の収入であって、予算額より約四千二百万円の増加となった。

⑥資産売却収入は、資産の売却収入であって、予算額より約四千二百万円の増加となった。

⑦事業収入は、学生寮・山の家・施の家などの収入と診療所の収入であって、本俸ベースアップ九・五%、定期昇給三%合計二・五%を予定したが、経済情勢を配慮して、本俸ベースアップ八・二五%（定期昇給込み）の引上げを行ない、その他諸手当の改善を加えて二・三%の改善を実施した。

⑧雑収入は、四十九年度の資金収支計算書（別表Ⅰ）の差額収入分である。

⑨雑収入は、学生寮・山の家・施の家などの収入と診療所の収入である。

⑩雑収入は、学生生徒納付金の差額収入分である。

⑪雑収入は、過年度消費収支差額として加算したものである。以上学生生徒納付金から繰収入までの合計は、帰属収入合計として学校法人の資産となるべき金額である。この帰属収入合計額から基本金に組入れる金額を引き去った残額が消費収入合計額であり約四十三億五千三百万円となった。

消費支出については、人件費については、教育研究経費支出は、予算額より約三千九百万円の減少となった。その主なものは旅費交通費・補助費・業務委託費等である。

③管理経費支出は、主として法人関係の経費であるが、これも予算額より約三百万円減少した。

④借入金等利息支出は、私学振興財団や銀行からの借入金に対する支払利息であり、⑤借入金等返済支出は、前記借入金の返済額であるものと、学校債の償還支出である。

⑥施設関係支出は、当年度において建設した建物は既に記述したとおりで、⑦設備関係支出は、教育研究機器備品・図書等を購入する支出で、当年度においては約三億三千四百万円の支出をはかった。

予算との差額約四十七百万円は、増改築された建物内に設置する機器備品について、極力用施設のもの系利用した節約による。

⑧資産運用支出は、特定預金へ支出及び有価証券の運用のための支出及び有価証券の運用のための支出であり、⑨その他の支出は、貸付金・未払金・預り金等の支出である。

⑩予備費は、人件費予算の不足額を補うため約一千八百万円を流用した。

⑪資金支出調整勘定は、期末未払金及び資金の調整を行なわれる資金の調整を行なわれるので、⑫次年度繰越支払資金を加えて決算による支出合計は、七十八億六千五百万円となった。

以上の結果、当年度における借入金総額は実に二十億六千九百六十七万円となり、今後における財政運営にあたっては、尚一層の慎重を期して運営されなければならないことが痛感される。

支出の部

①人件費支出は、教職員・役員の給与及び退職金等で、総額約三十七億円となり、今後における財政運営にあたっては、尚一層の慎重を期して運営されなければならないことが痛感される。

②教育研究経費支出は、予算額より約千九百万円の減少となった。その主なものは旅費交通費・補助費・業務委託費等である。

③管理経費支出は、主として法人関係の経費であるが、これも予算額より約三百万円減少した。

④借入金等利息支出は、私学振興財団や銀行からの借入金に対する支払利息であり、⑤借入金等返済支出は、前記借入金の返済額であるものと、学校債の償還支出である。

⑥施設関係支出は、当年度において建設した建物は既に記述したとおりで、⑦設備関係支出は、教育研究機器備品・図書等を購入する支出で、当年度においては約三億三千四百万円の支出をはかった。

予算との差額約四十七百万円は、増改築された建物内に設置する機器備品について、極力用施設のもの系利用した節約による。

⑧資産運用支出は、特定預金へ支出及び有価証券の運用のための支出であり、⑨その他の支出は、貸付金・未払金・預り金等の支出である。

⑩予備費は、人件費予算の不足額を補うため約一千八百万円を流用した。

⑪資金支出調整勘定は、期末未払金及び資金の調整を行なわれる資金の調整を行なわれるので、⑫次年度繰越支払資金を加えて決算による支出合計は、七十八億六千五百万円となった。

以上の結果、当年度における借入金総額は実に二十億六千九百六十七万円となり、今後における財政運営にあたっては、尚一層の慎重を期して運営されなければならないことが痛感される。

資金収支計算書（別表Ⅰ）

昭和48年4月1日から
昭和49年3月31日まで

（単位　円）

収入の部 科目	予算	決算	差異
1. 学生・生徒納付金収入	3,551,294,000	3,551,707,650	△ 413,650
1. 授業料	2,423,054,000	2,423,302,850	△ 248,850
2. 入学金	577,484,000	577,485,000	△ 1,000
3. 実験・実習料	176,584,000	176,706,750	△ 122,750
4. 補導厚生費	16,202,000	16,207,500	△ 5,500
5. 暖房料	975,000	979,300	△ 4,300
6. 維持拡充資金	356,995,000	357,026,250	△ 31,250
2. 手数料収入	498,766,000	503,669,878	△ 4,903,878
1. 入学検定料	495,102,000	497,176,000	△ 2,074,000
2. 選考料	234,000	476,000	△ 242,000
3. 再入学金	670,000	791,000	△ 121,000
4. 試験料	370,000	472,800	△ 102,800
5. 証明手数料	2,390,000	4,634,078	△ 2,244,078
6. 論文審査手数料	0	120,000	△ 120,000
3. 寄付金収入	79,450,000	90,556,455	△ 11,106,455
1. 特別寄付金	28,450,000	27,157,455	1,292,545
2. 一般寄付金	51,000,000	63,399,000	△ 12,399,000
4. 補助金収入	583,971,000	584,012,301	△ 41,301
1. 国庫補助金	535,138,000	536,143,000	△ 1,005,000
2. 地方公共団体補助金	48,833,000	47,869,301	963,699
5. 資産運用収入	137,150,000	178,316,310	△ 41,166,310
1. 特定基本金運用収入	39,000,000	38,775,010	224,990
2. 受取利息・配当金	91,000,000	123,428,689	△ 32,428,689
3. 貸付金利息	2,150,000	2,773,771	△ 623,771
4. 施設設備利用料	5,000,000	13,338,840	△ 8,338,840
6. 資産売却収入	586,453,000	496,403,422	90,049,578
1. 固定資産売却収入	35,453,000	33,632,840	1,820,160
2. 有価証券売却収入	551,000,000	462,770,582	88,229,418
7. 事業収入	30,900,000	33,464,991	△ 2,564,991
1. 補助活動収入	27,900,000	28,966,101	△ 1,066,101
2. 付属事業収入	3,000,000	4,498,890	△ 1,498,890
8. 雑収入	16,800,000	24,215,459	△ 7,415,459
1. 雑収入	16,800,000	24,215,459	△ 7,415,459
9. 借入金等収入	910,000,000	825,100,000	84,900,000
1. 長期借入金	330,000,000	200,000,000	130,000,000
2. 短期借入金	480,000,000	500,000,000	△ 20,000,000
3. 学校債	100,000,000	125,100,000	△ 25,100,000
10. 前受金収入	1,189,912,000	1,190,056,900	△ 144,900
1. 授業料前受金	503,585,000	508,655,000	△ 5,070,000
2. 入学金前受金	574,662,000	569,120,000	5,542,000
3. 実験・実習料前受金	49,265,000	49,350,000	△ 85,000
4. 維持拡充資金前受金	62,400,000	62,925,500	△ 525,500
5. 補導厚生費前受金	0	4,000	△ 4,000
6. その他前受金	0	4,400	△ 4,400
11. その他の収入	1,251,056,000	1,540,022,587	△ 88,966,587
1. 前受金引当特定預金より繰入	1,196,665,000	1,196,664,900	100
2. 貸付金収入	17,100,000	21,082,520	△ 3,982,520
3. 前期末未収入金	2,078,000	2,078,000	0
4. 預り金収入	33,000,000	66,791,467	△ 33,791,467
5. 前期末仮払金	0	51,155,000	△ 51,155,000
6. 前期末立替金	0	37,800	△ 37,800
7. 前期末受取手形	2,213,000	2,212,900	100
12. 資金収入調整勘定	△ 1,199,525,000	△ 1,207,355,365	7,830,365
1. 期末未収入金	△ 2,860,000	△ 9,614,350	6,754,350
2. 前期末前受金	△ 1,196,665,000	△ 1,196,664,900	△ 100
3. 期末受取手形	0	△ 1,076,115	1,076,115
13. 前年度繰越支払資金	256,584,000	256,583,900	100
収入の部合計	7,892,811,000	7,866,754,488	26,056,512

支出の部 科目	予算	決算	差異
1. 人件費支出	3,182,558,452	3,181,920,121	638,331
1. 教員人件費	2,058,812,184	2,058,475,193	336,991
2. 職員人件費	1,001,903,216	1,001,636,860	266,356
3. 役員報酬	18,828,000	18,827,692	308
4. 退職金	88,502,151	88,501,861	290
5. 年金	14,512,901	14,478,515	34,386
2. 教育研究経費支出	807,591,862	757,972,533	49,619,329
1. 旅費交通費	69,722,624	55,610,729	14,111,895
2. 消耗品費	261,826,611	253,884,109	7,942,502
3. 印刷費	72,097,187	71,018,482	1,078,705
4. 製本費	2,474,485	2,426,790	47,695
5. 通信運搬費	27,225,505	26,911,996	313,509
6. 光熱水費	66,097,908	64,786,140	1,311,768
7. 補助費	43,445,890	34,167,156	9,278,734
8. 広告費	100,000	0	100,000
9. 修繕費	127,641,924	124,341,110	3,300,814
10. 施設解体費	11,500,000	11,485,000	15,000
11. 損害保険料	5,230,867	5,207,914	22,953
12. 業務委託費	81,931,060	72,265,194	9,665,866
13. 賃借料	12,476,311	12,258,179	218,132
14. 公租公課	558,659	552,959	5,700
15. 支払手数料・報酬	5,781,697	4,852,708	928,989
16. 交際費	2,376,955	1,647,531	729,424
17. 会議費	5,687,515	5,552,584	134,931
18. 雑費	11,416,664	11,003,952	412,712
3. 管理経費支出	139,935,933	137,115,847	2,820,086
1. 旅費交通費	9,109,130	7,849,610	1,259,520
2. 消耗品費	10,370,870	10,312,372	58,498
3. 印刷費	16,649,561	16,412,688	236,873
4. 製本費	186,000	119,700	66,300
5. 通信運搬費	4,030,997	4,006,852	24,145
6. 光熱水費	9,399,439	9,171,887	227,552
7. 補助費	725,600	725,600	0
8. 広告費	23,343,000	23,284,919	58,081
9. 修繕費	7,495,943	7,495,943	0
10. 施設解体費	0	0	0
11. 損害保険料	819,395	734,637	84,758
12. 業務委託費	22,978,595	22,486,800	491,795
13. 賃借料	1,674,000	1,673,605	395
14. 公租公課	4,885,530	4,758,129	127,401
15. 支払手数料・報酬	4,359,658	4,287,874	71,784
16. 交際費	14,046,346	14,046,346	0
17. 会議費	7,738,356	7,706,966	31,390
18. 雑費	2,123,513	2,041,919	81,594
4. 借入金等利息支出	94,733,000	90,320,431	4,412,569
1. 借入金利息	85,211,000	80,798,431	4,412,569
2. 学校債利息	9,522,000	9,522,000	0
5. 借入金等返済支出	447,870,000	447,870,000	0
1. 借入金	400,260,000	400,260,000	0
2. 学校債	47,610,000	47,610,000	0
6. 施設関係支出	636,638,000	634,638,004	2,399,996
1. 土地	9,570,000	9,570,040	△ 40
2. 建物	616,719,216	612,070,980	4,648,236
3. 構築物	11,062,784	10,820,984	241,800
4. 建設仮勘定	2,176,000	2,176,000	0
7. 設備関係支出	386,206,205	354,302,685	47,403,520
1. 教育研究用機器備品	304,444,000	259,182,420	44,962,480
2. その他の機器備品	13,501,000	11,093,700	2,407,300
3. 図書	60,590,305	60,618,565	△ 28,260
4. 車輌	3,470,000	3,408,000	62,000
8. 資産運用支出	1,885,579,000	1,900,660,571	△ 15,081,571
1. 特定基本金引当資産へ支出	43,400,000	43,775,010	224,990
2. 特定預金へ支出	1,597,579,000	1,565,201,771	25,077,229
3. 有価証券	250,000,000	291,685,790	△ 40,685,790
9. その他の支出	299,353,000	333,770,921	△ 34,707,921
1. 貸付金支出	46,500,000	46,450,000	△ 450,000
2. 前期末未払金	228,331,000	228,480,625	375
3. 前期末預り金	24,692,000	24,581,778	222
4. 前払費用	0	32,949,952	△ 32,949,952
5. その他支出	0	1,308,566	△ 1,308,566
10. 予備費	(18,452,452) 11,567,548	0	11,567,548
11. 資金支出調整勘定	△ 84,650,000	△ 222,476,072	138,326,072
1. 期末未払金	△ 60,000,000	△ 198,325,806	138,325,806
2. 前期末前払費用	△ 24,650,000	△ 22,694,200	200
3. 前期末貯蔵品	△ 1,000,000	△ 1,456,066	66
12. 次年度繰越支払資金	81,818,000	270,659,447	△ 181,041,447
支出の部合計	7,892,811,000	7,866,754,488	26,056,512

消費収支計算書（別表Ⅱ）

昭和48年4月1日から
昭和49年3月31日まで

（単位　円）

消費収入の部 科目	予算	決算	差異
1. 学生・生徒納付金	3,551,294,000	3,551,707,650	△ 413,650
1. 授業料	2,423,054,000	2,423,302,850	△ 248,850
2. 入学金	577,484,000	577,485,000	△ 1,000
3. 実験・実習料	176,584,000	176,706,750	△ 122,750
4. 補導厚生費	16,202,000	16,207,500	△ 5,500
5. 暖房料	975,000	979,300	△ 4,300
6. 維持拡充資金	356,995,000	357,026,250	△ 31,250
2. 手数料	498,766,000	503,669,878	△ 4,903,878
1. 入学検定料	495,102,000	497,176,000	△ 2,074,000
2. 選考料	234,000	476,000	△ 242,000
3. 再入学金	670,000	791,000	△ 121,000
4. 試験料	370,000	472,800	△ 102,800
5. 証明手数料	2,390,000	4,634,078	△ 2,244,078
6. 論文審査手数料	0	120,000	△ 120,000
3. 寄付金	79,450,000	90,556,455	△ 11,106,455
1. 特別寄付金	28,450,000	27,157,455	1,292,545
2. 一般寄付金	51,000,000	63,399,000	△ 12,399,000
4. 補助金	583,971,000	584,012,301	△ 41,301
1. 国庫補助金	535,138,000	536,143,000	△ 1,005,000
2. 地方公共団体補助金	48,833,000	47,869,301	963,699
5. 資産運用収入	137,150,000	178,316,310	△ 41,166,310
1. 特定基本金運用収入	39,000,000	38,775,010	224,990
2. 受取利息・配当金	91,000,000	123,428,689	△ 32,428,689
3. 貸付金利息	2,150,000	2,773,771	△ 623,771
4. 施設設備利用料	5,000,000	13,338,840	△ 8,338,840
6. 資産売却収入	586,453,000	496,403,422	90,049,578
1. 固定資産売却収入	35,453,000	33,632,840	1,820,160
2. 有価証券売却収入	551,000,000	462,770,582	88,229,418
7. 事業収入	30,900,000	33,464,991	△ 2,564,991
1. 補助活動収入	27,900,000	28,966,101	△ 1,066,101
2. 付属事業収入	3,000,000	4,498,890	△ 1,498,890
8. 雑収入	16,800,000	24,215,459	△ 7,415,459
1. 雑収入	16,800,000	24,215,459	△ 7,415,459
9. 借入金等収入	910,000,000	825,100,000	84,900,000
1. 長期借入金	330,000,000	200,000,000	130,000,000
2. 短期借入金	480,000,000	500,000,000	△ 20,000,000
3. 学校債	100,000,000	125,100,000	△ 25,100,000
10. 前受金収入	1,189,912,000	1,190,056,900	△ 144,900
1. 授業料前受金	503,585,000	508,655,000	△ 5,070,000
2. 入学金前受金	574,662,000	569,120,000	5,542,000
3. 実験・実習料前受金	49,265,000	49,350,000	△ 85,000
4. 維持拡充資金前受金	62,400,000	62,925,500	△ 525,500
5. 補導厚生費前受金	0	4,000	△ 4,000
6. その他前受金	0	4,400	△ 4,400
11. その他の収入	1,251,056,000	1,540,022,587	△ 88,966,587
1. 前受金引当特定預金より繰入	1,196,665,000	1,196,664,900	100
2. 貸付金収入	17,100,000	21,082,520	△ 3,982,520
3. 前期末未収入金	2,078,000	2,078,000	0
4. 預り金収入	33,000,000	66,791,467	△ 33,791,467
5. 前期末仮払金	0	51,155,000	△ 51,155,000
6. 前期末立替金	0	37,800	△ 37,800
7. 前期末受取手形	2,213,000	2,212,900	100
12. 資金収入調整勘定	△ 1,199,525,000	△ 1,207,355,365	7,830,365
1. 期末未収入金	△ 2,860,000	△ 9,614,350	6,754,350
2. 前期末前受金	△ 1,196,665,000	△ 1,196,664,900	△ 100
3. 期末受取手形	0	△ 1,076,115	1,076,115
13. 前年度繰越支払資金	256,584,000	256,583,900	100
収入の部合計	7,892,811,000	7,866,754,488	26,056,512

消費支出の部 科目	予算	決算	差異
1. 人件費	3,270,305,452	3,263,050,505	7,254,947
1. 教員人件費	2,058,812,184	2,058,475,193	336,991
2. 職員人件費	1,001,903,216	1,001,636,860	266,356
3. 役員報酬	18,828,000	18,827,692	308
4. 退職金	88,502,151	88,501,861	290
5. 年金	14,512,901	14,478,515	34,386
6. 退職給与引当金繰入額	87,747,000	81,130,384	6,616,616
2. 教育研究経費	1,100,042,862	1,037,211,506	62,831,356
1. 旅費交通費	69,722,624	55,610,729	14,111,895
2. 消耗品費	261,826,611	258,761,408	3,065,203
3. 印刷費	72,097,187	71,018,482	1,078,705
4. 製本費	2,474,485	2,426,790	47,695
5. 通信運搬費	27,225,505	26,911,996	313,509
6. 光熱水費	66,097,908	64,786,140	1,311,768
7. 補助費	43,445,890	34,167,156	9,278,734
8. 広告費	100,000	0	100,000
9. 減価償却額	292,451,000	274,361,674	18,089,326
10. 修繕費	127,941,924	124,341,110	3,300,814
11. 施設解体費	11,500,000	11,485,000	15,000
12. 損害保険料	5,230,867	5,207,914	22,953
13. 業務委託費	81,931,060	72,265,194	9,665,866
14. 賃借料	12,476,311	12,258,179	218,132
15. 公租公課	558,659	552,959	5,700
16. 支払手数料・報酬	5,781,697	4,852,708	928,989
17. 交際費	2,376,955	1,647,531	729,424
18. 会議費	5,687,515	5,552,584	134,931
19. 雑費	11,416,664	11,003,952	412,712
3. 管理経費	160,104,933	160,807,755	△ 702,822
1. 旅費交通費	9,109,130	7,849,610	1,259,520
2. 消耗品費	10,370,870	10,312,372	58,498
3. 印刷費	16,649,561	16,412,688	236,873
4. 製本費	186,000	119,700	66,300
5. 通信運搬費	4,030,997	4,006,852	24,145
6. 光熱水費	9,399,439	9,171,887	227,552
7. 補助費	725,600	725,600	0
8. 広告費	23,343,000	23,284,919	58,081
9. 減価償却額	20,169,000	23,691,908	△ 3,522,908
10. 修繕費	7,495,943	7,495,943	0
11. 施設解体費	0	0	0
12. 損害保険料	819,395	734,637	84,758
13. 業務委託費	22,978,595	22,486,800	491,795
14. 賃借料	1,674,000	1,673,605	395
15. 公租公課	4,885,530	4,758,129	127,401
16. 支払手数料・報酬	4,359,658	4,287,874	71,784
17. 交際費	14,046,346	14,046,346	0
18. 会議費	7,738,356	7,706,966	31,390
19. 雑費	2,123,513	2,041,919	81,594
4. 借入金等利息支出	94,733,000	90,320,431	4,412,569
1. 借入金利息	85,211,000	80,798,431	4,412,569
2. 学校債利息	9,522,000	9,522,000	0
5. 資産処分差額	6,878,000	14,590,390	△ 7,712,390
1. 固定資産処分差額	6,878,000	12,645,204	△ 5,767,204
2. 有価証券処分差額	0	1,945,186	△ 1,945,186
6. 徴収不能引当金繰入額	0	1,562,900	△ 1,562,900
7. 予備費	(18,452,452) 11,567,548	0	11,567,548
消費支出の部合計	4,643,631,795	4,567,543,487	76,088,308

貸借対照表

昭和49年3月31日

（単位　円）

資産の部 科目	本年度末	前年度末	増減
Ⅰ 固定資産	11,007,390,050	9,912,859,342	1,094,530,708
1. 有形固定資産	7,791,426,090	7,130,201,043	661,225,047
土地	944,865,259	944,991,380	△ 126,141
建物	4,559,805,713	4,080,870,474	478,935,239
構築物	370,731,902	388,342,199	△ 17,610,297
教育研究用機器備品	1,062,796,569	916,754,783	146,041,786
その他の機器備品	38,005,007	33,975,255	4,029,772
図書	829,159,760	763,443,987	65,715,773
車輌	3,887,900	1,822,985	2,064,915
建設仮勘定	2,176,000	0	2,176,000
2. その他の固定資産	3,215,963,960	2,782,658,299	433,305,661
電話加入権	951,400	951,400	0
施設利用権	360,000	400,000	△ 40,000
有価証券	248,340	248,340	0
長期貸付金	131,994,470	110,960,690	21,033,780
退職給与引当金引当特定資産	616,336,720	555,206,336	81,130,384
減価償却引当金引当特定資産	570,620,159	276,605,672	294,014,48
年金基金引当特定資産	334,900,731	311,850,870	25,069,86
拡充基金引当特定資産	370,515,240	349,810,091	20,705,14
前受金引当特定資産	1,190,056,900	1,196,664,900	△ 6,608,00
Ⅱ 流動資産	612,514,020	803,384,634	△ 190,870,614
現金預金	270,659,447	256,583,900	14,075,547
未収入金	9,312,950	2,078,000	7,234,950
貯蔵品	1,308,566	1,456,066	△ 147,500
短期貸付金	5,525,200	2,451,000	3,072,200
有価証券	291,683,790	464,715,768	△ 173,031,978
受取手形	1,076,115	2,212,900	△ 1,136,785
前払費用	32,949,952	22,694,200	10,255,752
その他の流動資産	0	51,192,800	△ 51,192,800
資産の部合計	11,619,904,070	10,716,243,976	903,660,094

負債の部 科目	本年度末	前年度末	増減
Ⅰ 固定負債	2,013,846,720	1,799,776,336	214,070,384
長期借入金	1,106,110,000	1,049,130,000	56,980,000
学校債	291,400,000	215,440,000	75,960,000
退職給与引当金	616,336,720	555,206,336	81,130,384
Ⅱ 流動負債	2,147,334,173	1,897,597,303	249,736,870
短期借入金	692,160,000	447,870,000	244,290,000
未払金	198,325,806	228,480,625	△ 30,154,819
前受金	1,190,056,900	1,196,664,900	△ 6,608,000
預り金	66,791,467	24,581,778	42,209,689
負債の部合計	4,161,180,895	3,697,373,639	463,807,254

基本金の部 科目	本年度末	前年度末	増減
基本金	6,844,656,556	6,233,682,894	610,973,662
等定基本金	705,415,971	661,640,961	43,775,010
基本金の部合計	7,550,072,527	6,895,323,855	654,748,672

消費収支差額の部 科目	本年度末	前年度末	増減
昭和48年度消費支出準備金	0	123,000,000	△ 123,000,000
次年度繰越消費支出超過額	△ 91,349,350	0	△ 91,349,350
次年度繰越消費収入超過額	0	546,482	△ 546,482
消費収支差額の部合計	△ 91,349,350	123,546,482	△ 214,895,832

科目	本年度末	前年度末	増減
負債の部・基本金の部および消費収支差額の部合計	11,619,904,070	10,716,243,976	903,660,094

注　減価償却額の累計額の合計額　570,700,159 円
徴収不能引当金の合計額　4,534,900 円
担保に供されている資産の種類及び額は次のとおりである。
土地　149,894.23 m² (公簿 121,544.52)　239,067,825 円
翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額　1,306,480,000 円

私立大学 国庫助成問題について

国庫助成要求の根拠

保田芳昭

私立大学に対する国庫助成を抜本的に改善・要求していく根拠とは何であろうか。この問題は、いわば国庫助成要求運動の理念にかかわるものである。とくに昭和五十年度以降の国庫助成のあり方が関係諸機関で検討されている現在、われわれの運動に確信を与え運動を広げ発展させる上で、その明確化が必要となっている。

「国庫助成に関する私立大学教授会関西連絡協議会」（以下関西協議会と略称）は、これまでの十年近い運動の歴史のなかで、大学の教育と研究に直接責任をもつ立場から種々の論拠に立って運動をすすめてきたが、その主要なものは、教育の機会均等論、国立との格差是正論、私学の公共性論、教育の研究実践論、学費負担の限界論、教育・研究発展論、学費負担の格差是正論、私学の社会的役割論等である。こうした論拠は、当然明らかされてきたように、大学の自治・学問思想の自由を確保する上で、また憲法の理念と、大学の民主化の進展と私学の自主性を堅持する、助成の大幅な増額と長期的展望の要求に連らなってきたのである。

かかる論理構造は一貫性をもつものであるとはいえ、時に応じて、あるいは、短期大学にたいしては学生数の九〇％以上の二千六万人が私立で占められている。

かかるに高等教育の圧倒的部分を占める私立大学は、教育の私費負担のもとで、国立と比較して三分の一から四分の一という著しく劣悪な学事条件に放置され、しかもその大部分が答申費で賄っている。私費負担の原則に不十分な国庫助成しかない現状では、教育条件上の「私立大学に対する国庫助成の根拠を憲法第二十六条に規定する」しかも「この教育が推進力となるべき」憲法的に国家・要求していく根拠とは何であろうか。この問題は、いわば国庫助成要求運動の理念にかかわるものである。とくに昭和五十年度以降の国庫助成のあり方が関係諸機関で検討されている現在、われわれの運動に確信を与え運動を広げ発展させる上で、その明確化が必要となっている。

「国庫助成に関する私立大学教授会関西連絡協議会」（以下関西協議会と略称）は、これまでの十年近い運動の歴史のなかで、大学の教育と研究に直接責任をもつ立場から種々の論拠に立って運動をすすめてきたが、その主要なものは、教育の機会均等論、国立との格差是正論、私学の公共性論、教育の研究実践論、学費負担の限界論、教育・研究発展論、学費負担の格差是正論、私学の社会的役割論等である。こうした論拠は、当然明らかされてきたように、大学の自治・学問思想の自由を確保する、助成の大幅な増額と長期的展望の要求に連らなってきたのである。

かかる論理構造は一貫性をもつものであるとはいえ、時に応じて、あるいは、短期大学にたいしては学生数の九〇％以上の二千六万人が私立で占められている。

かかるに高等教育の圧倒的部分を占める私立大学は、教育の私費負担のもとで、国立と比較して三分の一から四分の一という著しく劣悪な学事条件に放置され、しかもその大部分が答申費で賄っている。私費負担の原則に不十分な国庫助成しかない現状では、教育条件上の「私立大学に対する国庫助成の根拠を憲法第二十六条に規定する」ことは、もっとも適当であろう。ここでは、これを絶対的な要件とする。

国庫助成の歴史と運動の転機に立つ現在、関西協議会は「研究委員会」を常任委員会部に設置し、検討委員会（本学からは、本過常市同委員会（本学からは、本過常市・新谷清雄両教授と事務が参加）を設置し、「国庫助成要求根拠について」の「素案」をまとめた。この「素案」は、いま関西協議会で検討され、審議を経て「最終的に立つ現在、関西協議会は「研究委員会」を常任委員会部に設置し、検討委員会（本学からは、本過常市・新谷清雄両教授と事務が参加）を設置し、「国庫助成要求根拠について」の「素案」をまとめた。この「素案」は、いま関西協議会で検討され、審議を経て「最終的に

Ⅰ　私立大学の現状

昭和四十七年度を含めて、全国の大学数二百九十七校、学生数約百五十二万九千人のうち、私立は二百九十校（七二％）、約百十五万二千人（七六％）を占めている。短期大学にたいしては学生数の九〇％以上の二千六万人が私立で占められている。

この状況を基礎とする次の問題点が指摘されるのである。

①現在、国民の教育権を保障しうる教育の存在を、国の委務の私立大学への国庫助成の不十分さ、②私立大学への国庫助成の法的根拠の不明確さ、③国庫助成の法制化・制度的保障の実現、④国庫助成の要求と運動を広く国民のレベルに広くものとして構築される必要があろう。

◇……◇……◇

「素案」の概要は右に示したように、まず私大の地位と役割、

Ⅱ　私学助成

この状況を基礎とする運動が現われ、「私立大学等経常費補助金」が実現されるに至った。その経過とは次の通りである。

1　憲法第二十六条は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と規定している。これは、国民が健康で文化的な生活を営む権利（第二十五条）や、労働の権利（第二十七条）の内実化を教育によって受ける機会を与えられなければならないものであって人権、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって教育上差別されない（教育基本法第三条）。従って学校設置者が何であろうとも、国民の教育権を保障しようとするものであり、同時に主権的国民として、憲法が独自的な教育理念に基いて、国民の多様なる教育要求に応えようとすることは、いうまでもない。

2　以上のような意味をもったこの教育が国民の教育権を保障し国民の教育権を保障しようとする配に服することなく、国民全体に対し責任を負って行なわれるべきものである（同条第十条）。

3　国民の教育権は、能力に応じて、ひとしく受められ（憲法第二十六条）、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じて教育を受ける機会を与えられなければならない。」

Ⅲ　国庫助成を要求する根拠

われわれは、その根拠を基本的な

①憲法第二十六条は、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と規定している。これは、国民が健康で文化的な生活を営む権利（第二十五条）や、労働の権利（第二十七条）の内実化を教育によって

学条件を向上させる努力と学費負担を軽減させる努力は、互いに矛盾しあう限界として現われてくる。とくにインフレのもとでは、諸困難の加重が進展する。

こうした諸矛盾の根源は、教育政策にあり、とくに戦後の大学政策における国立中心主義と資産負担主義の強制がその主要な要因となっている。①憲法第二十六条は、教育の機会均等を保障しようとするものであり、同時に主権的国民として、憲法が独自的な教育理念に基いて、国民の多様なる教育要求に応えようとすることは、いうまでもない。

②以上のような意味をもったこの教育が国民の教育権を保障しようとする配に服することなく、国民全体に対し責任を負って行なわれるべきものである（同条第十条）。

③国民の教育権は、能力に応じて、ひとしく受められ（憲法第二十六条）、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じて教育を受ける機会を与えられなければならない。」

Ⅳ　国庫助成運動における留意点

以上の根拠に立って、今日の私立大学に対する助成がある。これは助成者にとっても、助成者にとっても、極めて不十分であるといわねばならないが、同時に私立大学に対する国庫助成をめ

ぐる運動が、単に私学財政の安定化に対する要求でなく、憲法に基づく国民の教育権を保障しようとするものである以上、次の諸点を留意すべきと思われる。

①現実に国民の教育権を保障しうる教育の存在を与に問う委務の私立大学への国庫助成の不充実に対する公的助成の要求。②国庫助成の法制化・制度的保障の実現。③国庫助成の要求と運動を広く国民のレベルに広くものとして構築される必要があろう。

◇……◇……◇

「素案」の概要は右に示したように、まず私大の地位と役割、

大学そのあらゆる発展は、とりも直さず国民の教育の発展であり、国民の教育権を保障しうる教育の存在を、国の委務の私立大学への国庫助成の不充実に対する公的助成の要求。②国庫助成の法制化・制度的保障の実現。③国庫助成の要求と運動を広く国民のレベルに広くものとして構築される必要があろう。

◇……◇……◇

「素案」の概要は右に示したように、まず私大の地位と役割、

②補助学費が著しく低水準であり、これは国立大学との格差であり、これは国立大学との格差の是正に対する抜本的可能性をもつ。③学費負担の長期的展望の要求である。④学費負担の長期的展望の要求であろう。⑤学費負担の長期的展望に対する抜本的可能性をもつ。

Ⅲ　国庫助成を要求する根拠

われわれは、その根拠を基本的な

②この補助金は関係法決定されて二十五条）や、労働の権利（第二十七条）の内実化を教育によって受ける機会を与えられなければならない。

Ⅳ　国庫助成運動における留意点

以上のように、国民の教育権を保障しうる教育の存在を、国の委務の私立大学への国庫助成の不充実に対する公的助成の要求。②国庫助成の法制化・制度的保障の実現。③国庫助成の要求と運動を広く国民のレベルに広くものとして構築される必要があろう。

◇……◇……◇

「素案」の概要は右に示したように、まず私大の地位と役割、

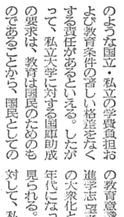

田中一郎

私立大学 国庫助成の地位と必要性

日本における高等教育制度は、明治の初期以来、幾多の変遷があって、今日に至ったのであるが、その中でも、最も顕著な変革は、終戦直後の教育制度の改革であった。昭和二十一年五月に公布された日本国憲法によって、国民の教育の機会均等と、学校教育の公教育化の基礎が確立された。そして現行の教育制度は、昭和二十二年三月に制定の教育基本法及び学校教育法、翌年三月に同年十二月に制定の私立学校法、即ちこれらのいわゆる教育三法によってのものである。現在の大学（大学以外の学校も同じ）は、学校教育法において、国、地方公共団体及び学校法人という設置者それぞれの法的性格にたがって、国立、公立及び私立に区別されており、私立大学は、それぞれその学特異する教育を行なうものとして定にしたがって、その目的とする教育は教育基本法の定めるところにより、公の性質をもつものであるとともに、国立、私立の学費負担者のうち、学生納付金（いわゆる学費）は、わずか五％にも達していない。私立大学においては、その財政的基礎は、主として学生納付金に依存せざるを得ない状況であり、この割合は八〇％にもあんしている。

又、学生納付金の額は、戦前においては、私立大学と国立大学との格差は、現在では、国立大学の約四分の一に過ぎない。このほか、温情について、同様の格差が見られる。

国庫助成は必要

以上のごとく、私立大学と国立

のような、国立・私立の学費負担おの教育費減少の向上によって、大学進学志望者は潮退して大学教育の大衆化となった。特に昭和四十年代になって、その著しいものが、私立大学に対する国庫助成の要求は、教育を議員民のためのものであるとから、国民としての権利の要求にほかならない。

私立大学の重要な役割

世界の高等教育の歴史は、今日十年以内時には、私立大学は、全国の大学の五八％にあたる二十七校であったが、同四十八年度には、全国の七三％に及ぶ二百九十大校となった。又、学生数において、同二十二年には、わずか五万であったものが、同四十八年度には、四二十二年には、わずか五万であったものが、同四十八年度には、四二十二年には、わずか五万であったものが、同四十八年度には、四

人権の法と人道の法

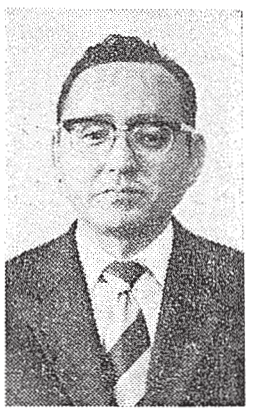

竹本正幸

各個の忍耐と英知が必要

人類の平和と安全のためには
＝＝＝＝＝＝
国際レベルの人権保障が不可欠

第二次大戦後における国際法の新しい展開の中で、とくに注目される現象の二つは人権と基本的自由の国際的保護であろう。それ以前に国際法が人権と全くかかわり合いを持たなかったわけではないが、奴隷売買の禁止や少数民族保護などごく限られた範囲においてのみであった。一般的には、人権の保護は国内問題として、各国の憲法と法律に委ねられていたといってよい。そのような態度に変更をもたらしたのは、第二次大戦が国内における人権無視から発生したという認識であった。人類の平和と安全のためには、国際的レベルで人権保障が不可欠であると考えられた。その認識が国連憲章を出発点として、その後一九四八年の世界人権宣言、六六年の「市民的および政治的権利に関する国際規約」と「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」（共に未発効）、その他多くの条約として結実した。また、ヨーロッパや米州では、地域的な人権条約が締結された。このようにして、人権問題は、国内法のワクを越えて、国際法の中に大きな場所を占めるに至り、その範囲と内容を今後もますます拡大して行くものと予想される。

人権が最大の危機にさらされるのは、国の緊急事態の際である。国内的であれ国際的であれ、武力紛争は、人権のみならず個人の生命さえ奪ってしまう。人権法の発展は、そうした緊急事態における問題を避けて通ることはできないと考えられ、それが今後の最重要な課題となるであろう。ところで、今日まで国際法は、武力紛争の際における個人の保護をどのような形で取扱ってきたであろうか。

武力紛争における交戦国の行動を規律する法としての戦争法は、人権法よりもはるかに古く長い歴史をもっており、近代諸国の実行を通じて次第に慣習法として形成されてきた。しかし、戦争法が人道（ヒューマニティー）に基づく制限と禁止をその中にとり入れるようになったのは、十八世紀になってからであった。その糸口を与えたのはルソーであって、彼の「社会契約論」の中に示された「戦争は人と人との関係ではなくて、国家と国家の関係なのであり、そこにおいて個人は、人間としてではなく、市民としてでさえなく、ただ兵士として偶然にも敵となる」にすぎない、という考えである。人道の考慮は、十九世紀中に、種々の要因によって強められていった。それは、一八六四年の赤十字条約（軍隊中の傷者及び病者の状態改善に関する条約）の締結と、一九〇七年のヘーグ陸戦条約の前文中に挿入されたマルテンス条項（成文の法規がない場合でも、人民と交戦者は、文明国の間に確立している慣習、人道の法則及び公共良心の要求から生ずる国際法の原則の保護と支配の下になおあること）に、もっともよく表現されている。

しかし、このマルテンス条項に表わされた考えは、人間が人間である以上当然に有する権利としての人権の観念からは、なお遠く隔ったものであった。もともとこの条項は、何人に合法的な交戦資格を認めるかについてすらとく意見が対立したとき、その妥協としてもち出されたものであって、そこではなお軍事的考慮がより強く表出していたのである。戦争法は、軍事的必要と人道的考慮とのバランスの上に成立した法であるが、二十世紀初頭までの戦争法が軍事的必要の方により大きく傾斜した法であったことは否定できない。

また、戦争法が傷病者や捕虜や文民に対して人道的待遇を保障するにすぎなかった。そのうえ、戦争法上個人には厳格な義務が課されており、その義務に違反したときは戦時犯罪人として処罰される。個人は、権利を与えられず、単に等体として義務を負担しているといってよかった。このような構造をもつ戦争法に対して、第二次大戦後の人権法の発展は、いかなるインパクトをもつであろうか。

第二次大戦後の国際軍事裁判において犯罪の一つとされた「人道に対する罪」は、国家の法律に優先し国際的な刑事制裁によって保護される基本的人権が存在することを認めた点できわめて重要である。この観念が一九四八年の「集団殺害罪の防止及び処罰に関する条約」の誕生をもたらした。しかも、このジェノサイド条約は、人権保障が平時にも武力紛争時にも適用されることを公式に認めたものであって、その後の人権法の発展方向の出発点を画することとなったのである。もっとも、大戦後の人道法と戦争法は、なおしばらくの期間それぞれ別個の道を歩んだ。それは、一九四九年の戦争犠牲者の保護のためのジュネーブ四条約についてもみられる。この条約は、第二次大戦の経験にもとづいて既存の条約を大幅に改訂増補すると共に、文民保護について独立の新条約を作成した膨大な内容をもつ条約ではあるが、従来の戦争法のワクを大きく踏み越えたものではなかった。

戦争法と人権法との接近は、一九六〇年代後半から顕著になるが、両法の架橋の例はヨーロッパ人権条約に見られる。同条約第十五条は「戦争または国の存続を脅かすその他の公共の緊急事態の場合には、いずれの締約国も、厳に事態の緊急性が必要とする範囲内で、本条約の義務から免れる措置をとることができる。ただし、かかる措置は、国際法上の他の義務と両立しないものであってはならない」としながら、その場合でも若干の権利の停止を禁止している。これと類似の規定は、市民的および政治的権利に関する国際規約第四条、米州人権条約第二七条にもみられる。

右の規定は、人権制度が社会の正常な事態の下で作用するものであるのに対して、戦争はその人権法の完全な適用が停止される例外的事態であるという考えを反映している、と言ってよいであろう。しかも、例外的事態の下においても若干の権利は引きつづき保障されねばならないのであって、その効力停止は禁止される。人権保障が平時のみならず戦時にまで拡大されているのであって、平時国際法と戦争国際法という伝統的な二分法はその点で修正されたことを意味するであろう。人権法がわずかではあるが、武力紛争の領域にまで拡大され入り込んできた事実は、従来の戦争法に大きな影響を及ぼさずにはおかない。その最大のものは、戦争法を人権の視点から見直し、その改訂を要求するに至ったことである。

一九六八年以来国連総会は、「武力紛争における人権の尊重」をその課題にかかげ、多くの決議を採択してきた。それらはいずれも、人権保障の制度を戦争法の分野に拡大して、より手厚い保護を個人に確保するため、現行の法規に新たな追加を推進しようとするものである。戦争法による個人の保護の拡大の作業は、四十九年以来赤十字国際委員会によっても進められていたが、七一年以後は、赤十字と国連の緊密な協力の下に強力に進められている。この改訂作業は、戦争法の内容を拡大するというだけに止まらず、戦争法の性格の変更をもたらすであろう。「戦争法」の語にかえて、「武力紛争における国際人道法」という表現が最近一般に使用されるようになったことは、それを如実に示しているといってよいであろう。すなわち、人道法は、人権法と無関係ではなくなり、むしろ人権法を補完する役目を果たすことになる。

人道法の発展によって個人の保護を強化しようとする場合に、とくに重視しなければならないのは、その履行確保の制度である。いくら人道法の中味が立派でも、履行されなければ画餅に等しいからである。その点でも、人権法は完全ではないにしても有益な見本を提供している。たとえば、ヨーロッパ人権条約は、人権裁判所と人権委員会とを設置して、人権侵害の救済を計っている。従来の戦争法では、戦争犯罪人の処罰を認めているが、国際的な裁判所による処罰の事例はニュールンベルグと東京の国際軍事裁判にみられるだけである。しかも、これらの裁判所は、戦勝国の判事のみによって構成された特別裁判所であった。一九四九年のジュネーブ条約は、重大な違反行為について国内裁判所による処罰のみを認めている。これは、特別裁判所を排除した点では好ましいことではあったが、不幸にして国際的な裁判所をも排除する結果となってしまったのである。将来、重大な違反行為を処罰するための国際裁判所を設置しようとすれば、一三〇を越えるジュネーブ条約締約国の新たな合意を必要とするであろう。

履行確保の手段として考えうるもう二つの方式は、国際的な事実調査機関の設置であろう。そのような機関が現地に駐在して監視と調査の任務を行なえば、人道法違反の行為は減少するであろうし、国内裁判所による処罰の場合にも客観的な資料を提供しうるであろう。ただ問題なのは、調査機関の駐在には受け入れ国の同意を必要とするから、その同意が得られない場合にはほとんど活動不能に陥ってしまうであろう。

このように、人道法の履行確保の制度には、多くの困難が横たわっているが、忍耐と英知をもってその困難を克服して行かねばならない。さし当たって実行が可能でありかつ直ちに実行されねばならないのは、人道法の普及である。人権と人道的禁止について人々が充分な知識をもつことは、長い目でみれば、裁判による処罰よりもはるかに大きな履行確保の手段となりうるであろう。

（法学部教授）

ゼミナール紹介

経済学部 松原ゼミ

意欲的な学生たち

教室外でも多彩な活動

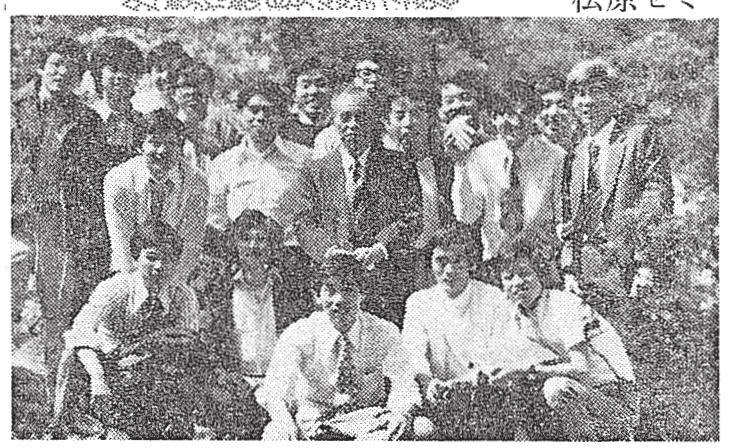

松原ゼミのテーマは「日本経済の政策的課題」である。この枠内であればゼミ生はいかなる問題を探し出してきてもよい。試みに現四年次生が既に報告したテーマをいくつか挙げてみる。高度産業社会と中小企業、日本経済と東南アジア、最近の日本財政政策の課題、日本における都市交通政策、などの広範囲にわたる。それこそ何の問題が飛び出すかわからないゼミは、教師にとって厄介なものであるが、この点、ゼミ生も同様であるかもしれない。報告書は詳細なレジュメを作成するとともに思わぬ方向からの質問にも備えることを要求される、松原ゼミで報告のなされている間、禁煙厳守であるのも、こうした報告者の努力に対する教授のいたわりを示すものであろう。教室外でのゼミ活動も多彩である。サブゼミを開き共通テーマで研究をすすめるとともに、コンパ、旅行はもちろん、近郊散策や茶話会など、談話に定評のある教授との対話の機会を重ねているが、とくに教授の名をとったガリ刷のゼミ機関紙「ふじよし新聞」が発刊されていることは、ゼミにかける学生の意欲がうかがえて、まことにほほえましい。

教授は昨年還暦を迎えられた。ゼミを担当されたのがいつのことであったか、教授自身定かでないが、少なくとも二十五年余に及ぶことは確かである。その間、松原ゼミは学生にとって、常にいわば「人気あるゼミ」であった。募集が先着順であった頃、事務室前に前夜から学生が長蛇の列をなしたために、止むなく一〇〇名以上をニクラスに分けるマスプロゼミを余儀なくされたという。今日も応募者数は定員の数倍に達する。この人気の秘密の一つは「関大の松原ゼミ」に対する各界の評価の高さであろう、マスコミを媒体とせずして、なお各界に知名ある教授とともに、ゼミの評価も高まっていったといえる。もちろん、ゼミ卒業生のめざましい活躍も、忘れてはならない。たとえば学界においても、本学経済学部をはじめ、他大学にも多くの優れた研究者を輩出しているのである。本学看板ゼミの一つである。

（木村記）

関西大学経済・政治研究所

『研究双書』紹介

『大阪空港裁判の展開』（上）

（法学部教授　沢井裕著）

本学経済・政治研究所は、昭和四十六年十月以来、公害に関する総合研究に取り組んできたが、沢井教授の右の新著もその一つの成果である。いうまでもなく本書は、大阪国際空港周辺に居住し、航空機騒音等の被害を受けている住民達が国を被告として起こした訴訟を素材とした法学的研究である。そこにおける争点は、簡単にいえば、住民の環境権対空港の公共性ということになる。本書では、右の訴訟の判決（本年二月）はとりあげられておらず、判決までの訴訟の過程と訴訟外での住民と地方公共団体の運動が説明の中心である。そこでは、公害訴訟を担当される弁護士が、他の仕事を犠牲にして、いかに本件訴訟に没頭しているかに至るまで、訴訟の内外の動きが克明に記述されている。公害訴訟が、現行法なり、規制を行なう行政当局に対する大きな不信にもとづくものである以上、単なる法の解釈適用のレベルにとどまる研究では足りず、その意味で、住民なり、担当の弁護士と直接交渉をもたれた沢井教授の本書は、きわめて説得力のある実証研究といわなければならない。（下）巻の刊行が待たれる。

（ミネルヴァ書房　昭和49年3月　二五〇〇円）

『海上公害論』

（商学部教授　亀井利明著）

本書も沢井教授の新著と同じプロジェクトの成果である。亀井教授は、元来、保険論の研究者であるが、本書では、海上公害を対象として、必ずしも伝統的な保険論にとどめず、公害の被害者救済制度から、公害基金、損害賠償保障制度、被害補償制度、海上公害の形態、海難、油濁規制、原子力公害および赤潮の救済にいたるまで、広汎な問題領域にわたり、適確な問題点が明らかにされている。亀井教授の本書でのねらいは、おそらく海上公害の保険化にあるものと思われるが、教授は、そこで従来の伝統的かつ保守的な海上保険論の枠を乗りこえて、船主責任や海難問題を含む海洋汚染一般をその対象にとりくもうと努力されている。必ずしも公害問題だけが、伝統的な海上保険論にインパクトを与えたものではないが、そうした保険論の変ぼうを示すものとして、伝統的な物的危険から、責任負担危険への移行を本書は実証的に分析している。内外の文献を駆使された労作である。

（ミネルヴァ書房　昭和49年2月　二〇〇〇円）

（法学部助教授　村井正）

▼編集後記▲

キャンパスが雨にぬれて意外な風情をみせる頃となった。もっとも、半月も先なのに、もう夏休みムードというのは、あまりいただけない。

明日香村の御好意による川原寺裏山遺跡発掘の特集を中心として、多彩な記事で本号を編集することができた。御教筆いただいた方々に厚く御礼申し上げる。